平成２４年（フ）第９号
富山県射水市小泉315番地
破産者　澤田　勝寛
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５３号
富山県射水市海老江104番地
破産者　関澤　修三
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１３３０号
福岡県大野城市若草３丁目15番12号　ピュア若草Ⅱ102号、前住所福岡県大野城市平野台４丁目３番21号
破産者　岩本　將伸
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６５７号
札幌市清田区北野３条４丁目２番14号　グレース北野201号
破産者　湯藤　和夫
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４０号
宮城県多賀城市東田中２丁目23番３―201号
破産者　及川　英雄
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字上塚41番地５
破産者　瀧澤不士男
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
東京都葛飾区西亀有１丁目30番１号
破産者　谷口　美子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
埼玉県春日部市栄町１丁目286番地２　レオパレスプチドムールサカエ101号
破産者　安本　　豊
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン３―305
破産者　岩崎　勝実
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
埼玉県草加市氷川町2176番地５　ハウスモア202号
破産者　齋藤　吉生
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
神奈川県座間市南栗原６丁目22番１号　パトロナージュ栗原101号
破産者　長谷川彰二
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１３号
茨城県取手市戸頭１丁目２番５―703号、開始決定時の住所相模原市中央区上溝546番地47
破産者　山崎　博史
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９７号
広島市南区出汐１丁目４番12―302号　井上ビル
破産者　児玉ヤヱ子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８４号
広島市西区庚午北１丁目９番19―403号
破産者　森原　信宏
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４４号
福岡市中央区伊崎10番32号
破産者　和田　勝昭
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８６号
福岡市中央区舞鶴１丁目９番23―901号
破産者　森　　和彦
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８５号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法125番地１
破産者　中島　　猛
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
山形県鶴岡市千石町11番25―202号　千石マンション、前住所山形県鶴岡市城南町12番39―15号
破産者　太田　　清
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６０号
山形県酒田市新橋２丁目９番地の16
破産者　小林　義昌
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部